

## 第16回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月6日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 13名
  - 1番 小倉哲也
  - 2番 山寄和雄
  - 3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男
  - 5番 小泉勝彦
  - 6番 石川和利
  - 8番 関巖
  - 9番 渡邊美代子
  - 11番 切替一弥
  - 12番 渡辺義一
  - 13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫
  - 15番 中山明
- 5 欠席委員 3名
  - 7番 石渡正明
  - 10番 田中幸一
  - 16番 森田菊雄
- 6 出席事務局職員 4名
  - 森事務局長
  - 齊藤主幹
  - 山田主査
  - 下重主任主事

## ◎開 会

令和2年7月6日午後1時55分 開会

○事務局長（森 博君） では、定刻前でございますけれども、本日出席予定の委員さん、渡邊委員は遅れて見えるということで事前に連絡ございました。石渡委員は欠席ということで連絡ございましたので、本日出席予定の委員さんはおそろいでございます。また、案件も多数ございますので、定刻前ではございますけれども、会議のほうを始めさせていただきたいと存じます。

お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。終息の兆しも見えない新型コロナウイルス、市原、木更津で新たに1名ずつ感染者が発生したということで、袖ケ浦でも大変心配されるところでございますけれども、何とか発生を抑えて、袖ケ浦だけでもこのまま終息に向かっていきたいなど、こう思っております。今日は案件多数でございます。よろしくご審議のほどお願いいたしまして、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第16回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中12名でございます。よって、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。7番、石渡正明委員、10番、田中幸一委員、16番、森田菊雄委員。

次に、9番、渡邊美代子委員より本日遅れる旨の報告がありましたので、報告申し上げます。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、栗原寛光委員、4番、陸野光男委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ◎議案第1号 袖ケ浦市農業委員会会長職務代理者の辞任の同意について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 袖ケ浦市農業委員会会長職務代理者の辞任の同意についてを議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第1号についてご説明させていただきます。

議案の1ページを御覧ください。議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の辞任の同意についてでございます。提案理由は、令和2年6月19日付で森田菊雄委員から、一身上の都合により、令和2年7月1日をもって会長職務代理者の職を辞任したい旨の辞任願が提出され、これを受理するに当たり農業委員会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。健康上の理由ですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。理由につきましては体調不良による健康上の問題ということでございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の辞任の同意について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については、可決いたしました。

◎議案第2号 袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の決定について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の決定についてを議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号について、ご説明させていただきます。

議案の2ページを御覧ください。袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の決定についての提案理由及び決定方法についてご説明いたします。会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると定められております。互選とは、相互に選挙をすることであり、投票によって行うのが原則ですが、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、委員全員に異議がないときは

指名推選の方法を用いることができるとされております。また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選人とすることとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ただいま事務局より会長職務代理者の決定について、提案理由及び互選の方法について説明がありました。

これより会長職務代理者の互選方法についてお諮りいたします。会長職務代理者の互選は、投票による方法と指名推選による方法がございますが、いかがでしょうか。

発言をお願いいたします。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。指名推選でお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） ただいま2番、山寄和雄委員から指名推選という発言がございましたので、お諮りいたします。

会長職務代理者の互選は、指名推選による方法で行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご異議ないものと認め、指名推選で行うことと決定いたします。

指名推選の方法を用いる場合においては地方自治法118条第3項の規定により、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があったものによって当選人とされております。

お諮りいたします。

当選人として、被指名者を当選人とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご異議がないようですので、それでは会長職務代理者の指名をお願いいたします。

ご指名はございませんか。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。13番、注連野千佳代委員を指名したいと思います。注連野委員は、女性委員としても活躍されており、会長を補佐する職務代理者に適任であると思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ただいま2番、山寄和雄委員より13番、注連野千佳代委員の指名がございました。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 意見はないようですので、会長職務代理者に13番、注連野千佳代委員を当選人とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者には13番、注連野千佳代委員が決定されました。

それでは、会長職務代理者に就かれました注連野千佳代委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。このたび職務代理を拝命されました。森田委員の回復を、本当に早い回復を願うばかりなのですが、これも何かの巡り合わせだと思ひまして、与えられた責任を果たしていきたいと考えております。私では何分役不足かと思ひますけれども、皆様の御協力を得ながら、努めていきたいと思っております。お力添えのほど、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

◎議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第3号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年6月16日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、非農家であり、以前から耕作してもらっている譲受人に売却したいとのこと。譲受人は、規模拡大のため、以前から耕作している農地であり、譲渡人から買取りの申出があったため取得したいとのこと。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、川原井字六万坪ノ式です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、トラクター、農用車、ハーベスターを所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で900日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が214アールとなっており、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山崎和雄委員。

○2番（山崎和雄君） 2番、山崎です。6月24日の1時半から〇〇さん本人と現地を見させていただききました。畑は既に枝豆が栽培されておりまして、以前より耕作されており、〇〇さんの旦那さんがお亡くなりになって、遺産相続の決定なされた後での売買条件が整ったために売買という形になったと思います。何ら問題がないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第3号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年6月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、相続により取得したが、高齢で維持ができないため、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、以前から隣接する所有地と一体で耕作しており、譲渡人の申出により購入したいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真を御覧ください。場所は、下新田字堂面です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料6ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、農用車を所有しています。その他耕作に必要な農機具については、地元の農業者に作業委託をすることで対応しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、許可後で49アールとなり、50アールの要件を満たしていませんが、本件の農地は土地改良事業により隣接する譲受人が所有する農地と一体の圃場として利用する形状で整備された農地であり、譲受人が従来から耕作している農地であります。このため、農地法施行令第2条第3項第3号の、その形状などから見てこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得することに該当することから、下限面積要件の例外規定が適用となります。なお、下限面積要件の例外規定を適用することについては、事前に千葉県農業会議に確認済みです。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。7月3日午後5時、17時から譲受人の〇〇さんと現場を見に行きまして、以前からずっと耕作しているということで、きれいになっておりましたので、別にこれで問題はないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、ちょっと確認したいのですけれども、〇〇さんのほうの農機具の保有台数、農用車1台しかないのですが、水田、今回それを譲り受けるということなのですけれども、経営的にはどういうふうな経営をされているのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。農業の経営につきましては、畑と水田の双方を経営しており、主な作業につきましては、地元の農業者の方、農機具などの必要な作業につきましては、作業委託をするという形で経営をしております。出来上がったものにつきましては、譲受人の収入となる形で出荷しているとのことです。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、下限面積、先ほど農業会議のほうから確認をされたというお話を伺ったのですけれども、基本的に兼業的な方ですけれども、この辺は農業会議も例外規定、例外的に認めるということで、ご指導を受けたわけですね。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。農業会議に今回の案件についての、先ほど言いました農地の位置関係及び形状について説明を行い、このような場合で下限面積要件の例外規定の適用が可能かどうかというところで質問したところ、そのような形状であれば隣接地の者が買うのであれば、例外規定に該当するとの回答がありましたので、本件につきましてはこの施行令の2条3項3号に該当する事案であると認識しております。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第3号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年6月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、高齢のため耕作できなくなったため売却したいとのことです。譲受人は、自宅から近く、耕作が容易なため買い取りたいとのことです。

総会資料の7ページの位置図及び8ページの現地写真を御覧ください。場所は、高谷字下井戸です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料の9ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、トラクター、田植機、耕耘機、農用車を所有しています。稲の刈取りや乾燥調製については、木更津市在住の農業者に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日の従事をしており、基準の150日以上従事してい

るため、要件を満たしています。下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が53アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、注連野千佳代委員。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。7月3日午後3時半に〇〇さんと現地で待ち合わせしました。現地は、この写真のとおり耕作されておりました。この土地ですが、譲渡人の〇〇さんに1年ほど前から使っていていいと言われて、この畑の今左のほうに建物が見えると思うのですが、こちらのお宅というのがこの〇〇さんの親戚の方の家なのです。このお隣の方と一緒に耕作をしているということでした。ちょうど都合のよい場所なので、購入を決意したということです。農機具等は、こちらが今回の案件なのですが、持っている別の場所にある畑に小屋があつて、そちらのほうに格納しているということでした。特に問題はないと思われませんが、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可と決定いたします。

暫時休憩といたします。

休 憩

再 開

○事務局長（森 博君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第3号の4が議題となりますが、議長の小泉会長に関わる案件ですので、農業委員会等

に関する法律第31条の規定により議事参与することはできないため、審議が終わるまで退席となっております。

このため、総会の議事は袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、会長の職務代理者が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 次に、議案第3号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第3号の整理番号4について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年6月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、高齢で管理ができないため、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、以前から耕作しており、譲渡人の申出により購入したいとのことです。

総会資料10ページの位置図及び11ページの現地写真を御覧ください。場所は、神納字前萩原です。現地を確認したところ、現地は畑で管理されていました。

総会資料12ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、一部非耕作地がありますが、周辺の農地が耕作をやめてしまったため、水利がなく耕作不能となった水田などであることから、効率利用要件を満たしております。農機具などについては、トラクター、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。下限耕作面積要件につきましては、非耕作地の28アールを除き、耕作している面積が218アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。7月1日午前10時10分頃、譲受人の〇〇さんの現地での説明を受けました。譲渡人は、〇〇さんのおじさんに当たります。おじさんの持っていた土地ですが、遠隔地並びに高齢のため、以前より耕作をしており、また譲渡人が高齢のため、譲受人のほうに売買を申し出たということで、以前より耕作してあって、きれいに管理されておりました。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。  
議案第3号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。  
よって、議案第3号の4については許可と決定いたします。  
暫時休憩といたします。

休 憩  
再 開

- 議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。  
議案第4号の1について、事務局の説明を求めます。  
下重君。

- 事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第4号の整理番号1について、ご説明いたします。  
議案4ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が当該地を資材置場に転用し、市外の法人に貸し出したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和2年6月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料の13ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約500メートル、奈良輪小学校からは西側約700メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料15ページを御覧ください。土地の利用については、敷地全域に砕石を敷き、建築資材等を保管する計画となっております。安全対策については、周囲に防風ネットを構築し、飛散防止に努める計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水は発生しないとのことです。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料16ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場で説明をさせていただきます。

4月1日、朝9時30分頃、現場代理人の〇〇〇〇〇〇の〇〇さん、関委員、それと私と3人で現地確認してまいりました。現地は、半分ほどもう田んぼを埋めてあって、そこを資材置場として貸し出したいというところでした。排水関係あるいは砂が飛ばないようにするとか、そういう隣近所の対策も十分できていると思いますので、特に問題はないと思って帰ってまいりました。皆さんのご審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、本案件は複数委員案件となりますので、調査に同行した8番、関巖委員から補足説明があれば、お願いをいたします。

○8番（関 巖君） 8番、関ですが、ただいま小泉委員の報告のとおりです。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。これ貸し付けするという事だけれども、借りる人の名前がこれ何か出ていないけれども、誰ですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。この貸付先は、〇〇〇〇〇〇さんです。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○14番（時田善夫君） 所在地は。

○事務局（下重敦也君） 失礼しました。千葉県市原市〇〇〇に所在する〇〇会社になります。

○14番（時田善夫君） 〇〇〇〇、〇〇〇屋さん。

○事務局（下重敦也君） はい、〇〇〇工業です。

○14番（時田善夫君） では、左官屋さんみたいな仕事だ。分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第5号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第5号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、駐車場及び洗車場に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和2年6月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料の17ページの位置図を御覧ください。申請地は、昭和中学校の東側約1.3キロメートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域にあることから、第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を超えない場合に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料19ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用については、盛土や切土は行わず整地のみを行い、駐車場部分には全面に砕石を敷き、洗車場部分にはコンクリートを敷く計画となっております。

排水計画については、駐車場部分は汚水、雑排水はなく、雨水は自然浸透させ、洗車場部分については汚水、雑排水を油水分離槽及び浄化槽にて浄化し、道路側溝に放流する計画です。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。7月1日9時50分頃、小泉委員とともに現地に行きまして、○○○○○の○○、○○○○○さんの説明を受けました。

現地は、地目が畑ですが、現況は樹木が茂って、木は伐採してあったのですが、ずっと使われていない場所でした。大型車両を30台ほど持っていて、駐車場スペースが少なくなったのでということで、拡張を計画したと。基本的には駐車する施設なのですが、洗車、車を洗うときに汚水、汚れた水が出るので、洗車場だけはコンクリートを打って、その汚水は油と水を分離する油水分離槽を通して、きれいにして流すということでした。〇〇に駐車場からの汚水等はどうなのですかということを聞いたのですが、駐車をしているだけです、そこからは汚水は発生しないということで、周囲の農地へは影響はないものという説明を受けました。特に問題はないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきます。

ただいま関委員の話されたことで、私が特に補足することはございません。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、この場所の排水溝というのはどういうふうな状況であるのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。排水溝につきましては、駐車場から敷地内を通りまして、こちらの17ページの位置図でいいますと、たちばな通りのほうに排水する形となっております。

以上です。

○1番（小倉哲也君） もう一つよろしいでしょうか。油水分離槽から油と水、雑排を分けるということで、油水の処理はいわゆる別のところでカットして処理をするという方向ですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。油水分離槽につきましては、汚水を油水分離槽に流した際に、水と油を分けるような形になりまして、きれいになった水をそのまま浄化槽に流して、浄化槽でさらに浄化した上で排水する形となります。

以上です。

○1番（小倉哲也君） よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、油分については浸透圧か何かでかけて、どういうふうな方法で。

○事務局（下重敦也君） 油については、浮いてきた油を廃棄物として処理する形となります。

○1番（小倉哲也君） 廃棄物処理をするということ、分かりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第5号の2について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第5号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人から農地2筆、997平方メートルを買い取り、戸建て住宅3棟を建築し、建売分譲しようとする案件です。当該地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

議案資料21ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約490メートル、奈良輪小学校からは西側約750メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料23ページの計画平面図を御覧ください。排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、地先排水路に接続し、雨水については宅内に雨水浸透貯留施設を設置し、抑制後、地先排水路に放流します。

総会資料24ページから26ページに建物立面図及び平面図を添付しております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に開発行為許可申請がなされております。

総会資料27ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を

求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場で説明をさせていただきます。

7月1日の9時40分頃、〇〇〇〇〇〇の行政書士、〇〇さん、関委員、私、3人で現場を見てまいりました。北口の再開発のすぐ隣で、もう周りもみんな田んぼをつくっているところもなく、排水あるいは日照等も特段の問題もないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本案件は複数委員案件となりますので、調査に同行した8番、関巖委員から補足説明があれば、お願いをいたします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。ただいまの小泉委員の報告のとおりです。特に問題ないと思います。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第5号の3について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第5号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市外法人から農地1筆を買い取り、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年6月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料28ページの位置図を御覧ください。申請地は、根形中学校の東側約1.3キロメートル、市健康づくり支援施設ガウランドからは南東側約900メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料31ページを御覧ください。土地の利用計画については、盛土や切土は行わず整地のみを行い、2階建ての専用住宅を建設する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、排水溝へ排水し、雨水については雨水浸透ますを設置し、宅内で処理する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料32ページに建物の立面図、33ページから34ページに建物の平面図を載せております。また、35ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。6月23日午前10時から、私と中山委員、立会人の〇〇さんで現地を確認いたしました。ここに議案のほうに載っておりますとおり、以前は住宅が建っておりました。そして、登記地目が宅地となっていて、現況が畑というような形、何かどこでこうなったのか分からないというようなことなのですけれども、現況は畑とかではなくて、もうただ草刈りをしてある状態でした。もともと住宅地、住宅専用というような形に見えるような場所です。住宅を建てる上で別段支障はないと思います。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した15番、中山明委員から補足説明があれば、願いいたします。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。今、渡辺委員が話したとおり、別に問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。事務局に質問なのですが、地目が宅地で、現況も畑ではないという場合も農業委員会の許可が必要なのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。地目上、農地でなくても一度耕作されたということで記録がございますので、そちらも農地法の5条による許可申請が必要になります。

以上です。

○8番（関 巖君） 地目宅地でしょう。

○事務局（下重敦也君） 宅地です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） この農地法の縛りにつきましては、登記地目が農地であるか、もしくは現況が農地であるか、いずれかが農地である場合に農地転用の許可が必要になります。今事務局から説

明がありましたとおり、過去に耕作をされた土地である。そのときに、ここ耕作してあるので畑だということで私どもで把握して、農家台帳のほうに登載をしていた土地ということで、そこを農地以外にしようとするために、今回農地転用ということが必要になります。では、例えば山林を開いて畑にする。そのときに手続要るか、手続は特にはないのです。農地を作っていただいたら、もうそこで農地ができたら、それを私どもが把握すれば農家台帳に登載する。それを、では次の別の用途にしようとする農地転用の手続が必要になるということで、今回ちょっとこの案件は農地転用が必要ということになってございます。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○8番（関 巖君） また、ちょっと確認なのですが、現状は畑ではないのです。放棄というか耕作されていないわけで、ただ農地台帳に載っていたので、一時農地になっていたのでは転用手続が必要である、そう解釈していいのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局長（森 博君） 現況は耕作をされていない、管理もされていないので農地に見えないかもしれませんが、一時農地として登録されていて、ある意味遊休農地的な状況に見られるということだと思います。今現時点が畑のように見えないとしても、農家台帳に載っておりますので今回農地転用の対象となっているということでございます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。すみません、勉強不足で申し訳ないのですが、例えば今登記が宅地なのですか、現況が畑だったという中で、これちょっと全然話が違うかもしれませんが、固定資産税ってどういうふうの評価されるのですか。畑で評価しているのですか、宅地で評価しているのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） そうですね、基本的には固定資産税は固定資産税の目線で見えていますので、何とも言えないのですが、あちらは基本的には別の基準で見ているはずで、農地に見えなければ雑種地なりなんなりで評価をしている可能性はありますが、今この土地がどうであるかは把握してございません。

○1番（小倉哲也君） そうですか。よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。例えば固定資産税が宅地並み課税されていて、地目が畑であるということで、過去耕作したという経緯があって畑になっているということなのですが、基

本的にその転用をかけないと、住居は建てられないということですか。転用届を出さないと、建物は建てられないという解釈でよろしいのか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（森　博君）　現況がといますか農家台帳上に農地として登録されている、それをほかの用途にしたいというのであれば転用は必要ですということになります。なので、いつこの耕作をしていて、いつそれが登録されたかというのがちょっと分からないので何とも言えないのですけれども、何年作っておられたのか分からないのですけれども、耕作をされていて農地として登録があった、それが今回転用の必要が出てきたということになります。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

○1番（小倉哲也君）　農地法上とすれば農地として登録されたものは農地であると、ですからそれを宅地にする場合には転用をかけないとできませんという理解でよろしいのですね。

○事務局長（森　博君）　そのとおりです。

○1番（小倉哲也君）　分かりました。すみません。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君）　賛成全員でございます。

よって、議案第5号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第5号の4について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君）　事務局の下重です。議案第5号の整理番号4について、ご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地2筆を賃貸借し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、令和2年6月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料36ページの位置図を御覧ください。申請地は、根形中学校の北側約2キロメートル、市健

康づくり支援施設ガウランドからは南東側約1.6キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料38ページを御覧ください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で288枚設置する計画です。

排水計画については、雨水の自然浸透のみとなっております。

防災については、場内に立入りできないよう、フェンスを設置する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。総会資料39ページに現地の写真を添付しております。

なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和2年5月26日付の事前協議終了通知書で確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、陸野光男委員。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。6月25日午前10時、渡邊委員と私と代理人の3名で現地の確認をしました。現地は、2月、3月頃までは耕作していたそうですけれども、高齢のためできなくなり、現在は写真のようになりかなり雑草に覆われて草の状態になっています。また、現地の南側には古墳がありまして、埋蔵文化財などの保護の関係から、畑の南側を十数メートル空け、真ん中あたりから北寄りに施工するという形で、またパネル本体とコンクリートですか、基礎になる部分を土中深く差さずにコンクリートで地中30センチまでに止めて、その下は手をつけないということ、それと高いほうでも2メートル15センチですか、低いということで、周りの畑にも影響はないということで大丈夫だろうと思いました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した9番、渡邊美代子委員から補足説明があれば、お願いいたします。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。補足はありません。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。この畑、今年の3月ぐらいまで作られていたということですが、地目が山林ということで、もし分かったらですけれども、いつ頃から畑として使われていたのでしょうか。

○4番（陸野光男君） 畑として使われていたのは、ずっと使われていたと思います。実際所有者が谷

中の方で、高齢のためやはり耕作には関われないので、知っている人が耕作していたそうです。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○12番（渡辺義一君） 農地としてもったいなかったですね。

○4番（陸野光男君） そうですね。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○12番（渡辺義一君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、ちょっとお伺いしたいのですけれども、この利用面積と現況面積なのですけれども、利用面積は3反歩のうち約9畝ですか、878平方メートルを太陽光で使うということによろしいのですか。そうすると、残りは。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。転用の申請部分が878平方メートルということです。申請地以外の残りの部分ということでございますけれども、申請のそれ以外の部分で、その後の利用については把握をしております。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。すみません、これ2筆ですね。整理番号4―1と4―2、それぞれ違う筆番号になるのですか。

○事務局（下重敦也君） それぞれ違う筆番号です。

○1番（小倉哲也君） それはつながっているということで理解してよろしいですか。

○事務局（下重敦也君） はい、隣接地です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第5号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第5号の5について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第5号の整理番号5について、ご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人の農地1筆に地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、令和2年6月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料40ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川公民館富岡分館の南側約1キロメートル、近隣のゴルフ場であるカメラアヒルズカントリークラブからは西側約500メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料42ページを御覧ください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で220枚設置する計画です。

排水計画については、雨水の自然浸透のみです。

防災計画については、場内に立入りができないよう、フェンスを設置する計画となっております。

所要資金については、借入金により賄う計画となっております。総会資料43ページに現地の写真を添付しております。

なお、太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和2年5月26日付の事前協議終了通知書で確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。本案件については、6月28日10時に石川委員と私、それと代理人であります〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇さんという方ですが、3名にて現地を確認させていただきました。代理人からは、この太陽光発電の設置に当たって、周辺地域の住民の合意を4月8日に取り付けてあるというようなことと、それからもう一つ遺跡がここはやっぱり下にあるというようなことで、教育委員会のほうの了解もとってあると、今回は先ほどの事案ではありませんけれども、これはパイル打ちとか、ネジ式のもので埋め込んで設置をするという方法で行うということを説明受けました。また、東側につきましては、崖条例の関係で約4メートル敷地を離して太陽光を設置する、危険度を分散するというような説明をされておりました。この地権者の方については、隣接するところも地権者の方が耕作しており、特に設置する段階での危険度は少ないというふうに思ってお

ります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した6番、石川和利委員から補足説明があれば、お願いいたします。

○6番（石川和利君） 6番、石川ですが、1番の小倉委員の説明のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○8番（関 巖君） 8番、関です。事務局にお伺いしたいのですが、業者は先ほどの太陽光と同じで、議案で権利内容が先ほどが賃貸借権設定で、今回が地上権設定ということで、この違いというか具体的にどういうことなのか、ちょっと説明していただければと。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。今回の地上権設定というのは、所有権の移転ではなく、登記簿上に地上権を設定し権利を載せるというような形です。その前の案件については、賃貸借権ということで、貸し借りの契約だという権利設定であり、登記簿上に動きはないということです。

○8番（関 巖君） 上のほうは、登記簿上は……

○事務局（齊藤秀夫君） 動きはないのですけれども、貸し借りの契約があります。

○8番（関 巖君） 地上権を登記簿に記載するという形になるわけですね。

○事務局（齊藤秀夫君） そうです。

○8番（関 巖君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の5については許可相当と決定いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休 憩  
再 開

○議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題いたします。

議案第6号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第6号の整理番号1についてご説明いたします。

議案7ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、資材置場への転用を目的とした案件であり、令和2年2月6日の農業委員会総会を経て、令和2年2月27日付で農地法第5条の規定による許可を受けた案件でございます。

今回、防犯並びに安全対策のため、申請地周辺に鋼板塀及び単管柵の設置を目的とした土地利用の計画変更をしようとするものです。なお、本件については令和2年6月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料の44ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦市立平岡小学校幽谷分校の北西側約1キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料46ページ並びに47ページを御覧ください。46ページは、計画変更前の資料となり、当初の計画にはなかった申請地周辺に鋼板塀及び単管柵、申請地の中央部分にキャストゲートを設置し、それに伴い資材等の配置を変更するものです。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水は発生しないとのことです。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料48ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。6月29日午前9時から、時田委員と代理人の〇〇さん、3名で現地を見させていただきました。以前に申請した土地の約半分ぐらいを鉄板等で囲って、盗難に備えるとのことでした。それで、隣地の〇〇〇さんにも説明されておりまして、何ら問題ないと思いま

すので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、時田善夫委員から補足説明があれば、お願いをいたします。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第6号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第7号 一時転用許可期間終了後の農地復元報告に伴う完了検査について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第7号 一時転用許可期間終了後の農地復元報告に伴う完了検査についてを議題といたしますが、委員に関わる案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できないため、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

3番、栗原寛光委員。

〔3番 栗原寛光委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第7号について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案7号の一時転用許可期間終了後の農地復元報告に伴う完了検査について、ご説明いたします。

別紙の議案第7号を御覧ください。本件は、市外の法人が市内の個人26名から農地52筆を使用貸借した案件で、一時転用による農地造成が終了し、令和2年6月22日付で一時転用許可期間終了後の農地復元報告書の提出があったことから、審議を求めるものです。

総会資料49ページを御覧ください。転用事業場所の位置図を添付しております。

総会資料50ページを御覧ください。転用事業の概要ですが、約13.8ヘクタールの埋立てを行い、そ

のうち約4.8ヘクタールの農地52筆を平成28年12月28日から令和2年12月27日までを一時転用期間として農地造成し、栗の木を作付して農地復元をする事業でございます。

総会資料51ページから54ページ、また議案第7号の1ページから3ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案7号については、平成28年12月28日から令和2年12月27日までを転用許可期間として農地造成し、栗を作付けて農地復元する案件でございます。

6月30日に運営委員会を開催いたしまして、運営委員全員と事務局の方と現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果について、ご報告したいと思います。現地確認には、譲受人及び代理人に出席いただき、午後2時頃から実施いたしました。現地では、復元した農地の確認をするともに関係者から説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、事業地内で栗の木が作付されていない部分があるかどうかとの質問がありましたが、農地部分のみ栗の木を植えており、地目上山林の部分にはナラの木を植えているとのことでした。

また、作付した栗が途中で枯れた場合はどうするのかという質問に対しては、完了が認められた時点で土地の所有者が管理すべきものとするが、所有者のほうから申出があった場合は、可能な限り対応したいとのことでございました。

審査会は、午後2時50分ぐらいから市役所新館7階会議室において、代理人に出席いただきました。事務局からの議案説明を受けた後、代理人からも説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

事業は、平成28年12月28日から令和2年12月27日までを転用許可期間として、総事業面積13.8ヘクタール、そのうちの農地約4.8ヘクタールを造成し、栗の作付が完了したため、6月22日付で一時転用許可期間終了後の農地復元報告書を提出したと説明がございました。栗の木は、7メートル間隔で植えられておりました。それで、何本か枯れていたのがございましたけれども、70%から80%ぐらいは木がもう地に着いているという状態ですということでした。

それで、そのほかに質疑といたしまして、埋立てにより地番ごとの境界が分からなくなった場合はどうするかという質問に対しては、義務はないため予定はないが、地権者からもし申出があれば対応したいとのことでしたが、その旨で地権者には納得していただいているとのことでした。

また、完了後に豪雨のため、のり面が崩壊した際はどのようにするのかという質問に対しては、事業場に隣接する浜宿団地とは、のり面の崩壊が起こった場合は協定書で約束した期間は対応するとの説明がありました。

そのほか栗の木を植え、農地として復元したが、管理は誰が行うのかという質問に対しては、地権者の中で代表者1名を決めており、その方が管理するという説明がございました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、出席した運営委員全員一致にて農地復元完了として認めるものと決定いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、運営委員の方々、ご苦労さまでございます。この埋立ての土ですけれども、これ見ると碎石がかなり入っているように見えるのですけれども、その辺のところは植栽の関係等を含めて、いわゆる畑として利用できるのですか。

○運営委員会委員長（中山 明君） 畑ということより栗の木を植えるということ。

○1番（小倉哲也君） やっぱ農地ですから、農地として利用できるかどうかなのです。これ見ると、何か石ころがすごいのです。すごいと言ったらおかしいけれども。

○運営委員会委員長（中山 明君） 小さい石が結構ありました。野菜なんかには多分向いていないと思う。

○1番（小倉哲也君） ちょっと事務局のほうに伺いたいのですけれども。

○運営委員会委員長（中山 明君） 最初から何か栗の木を植えるということで、許可申請を何かやったみたいで。

○1番（小倉哲也君） では、事務局にちょっとお伺いしたいのですが、こういった形で埋立ての土として許可できるのですか。農地法上として、いわゆる農地として復元をするということが前提になると思うのですけれども、いわゆるそういった土が入れられているということでも認めるということですか。この辺の確認の残土と言ったらおかしいのですけれども、農地として復元できる土壌というのは、当然作物が生育できる土壌であるというのが前提になると思うのですけれども、こういった場合、ただ埋め立てて、その土をならしただけで栗の木を植えるということで許可はできるのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。今回の事業については、埋立てですから特定事業も絡んでいまして、その他法令の検査も終わっているということでございます。農地復元については、農地転用の指針にあるのですけれども、あくまでも農地にできる状態のものというふうになっておりますけれども、ただ少し確かに小さい石とか入っているようなのですけれども、完了していないという状

況までは言えないと思っています。つまり他法令で埋立てのほうの検査が完了していて、農地復元については栗の作付までやってから完了ですということを条件にしておりますので、この状況であれば完了となります。

○事務局長（森 博君） 今回本件は、農地造成一時転用ということで、もともと栗畑をつくるというこの計画がございまして、栗の植栽に向けた農地造成が行われたと、先ほど中山委員長からも野菜等の作付には適さないのだけれどもということございましたけれども、もともとの計画が栗畑を造る農地造成ということでございますので、この写真を見ていただくと栗の木の根元は少し色が違う土が入っているのがお分かりになるかと思えますけれども、そのこの面積が大きい小さいかというのはあるのですけれども、ここについては一応栗を植栽するために、それ用の土が入っているように見受けられます。なので、当初予定した栗畑をつくるという農地造成は完了したのかなというふうに見てとれるところでございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

お願いいたします。

○8番（関 巖君） 同じような事柄なのですけれども、これは残土を埋め立てるとというのが会社の主な目的だったとは思いますが。一応農地があるので、農地転用の許可を取ったということなのだけれども、農業委員会としてはやはり農地が完全な形で農地で使えるということであるかどうかが我々の判断の責任だと思います。その当初の計画で、下の残土はいいとして、表層部はどういう土を、どこから持ってくるというような計画は出ているのでしょうか。

○運営委員会委員長（中山 明君） では、いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。これは何か月ぐらい前だったのですかね、見に行ったのは。

○事務局（齊藤秀夫君） 前回のときです。

○運営委員会委員長（中山 明君） そのときに上の土やるというので、これ盛土をしてやったのです。

○議長（小泉勝彦君） 堆積してありました。

○運営委員会委員長（中山 明君） 盛土してあって、その土を上にならず、ある程度埋めてしまったら、それをならずということだったので、そのときにはまだそんな大きな殻なんかはあまりなかった、その土は。だけれども、この前の雨なんかである程度洗われてしまって、下から少しずつ、少しずつ石が出てきてしまったのではないかなと思います。

○1番（小倉哲也君） たしかそのときもう積んであったと言っていました。

○運営委員会委員長（中山 明君） 山のように、盛土がしてあった。

○1番（小倉哲也君） だから、それが残土なのかどうかも分からないと言いましたから。

○運営委員会委員長（中山 明君） 出来上がったら上に、農地ということがあったので。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（下重敦也君）　事務局、下重です。当初計画見ますと、特に表層を購入土等で覆うような計画にはなっておりませんので、今回の土の搬入をもって終了となると考えます。

　　以上です。

○議長（小泉勝彦君）　はい。

○12番（渡辺義一君）　12番、渡辺です。そうすると、やっぱり農地に復元って、私も運営委員で一緒に行ったのですけれども、確かにちょっとぐりが見えるなど、それで先ほど説明があったように、栗を植えるのだからこんな程度でいいのかなとはそのとき思ったのですが、小倉さんの説明のように、農地として使えるような形にするということであれば、この土だとやっぱり農地としては不可ですね。こういうこの土質検査とかというのは、農業委員は関わっていないわけですね。

○事務局（齊藤秀夫君）　特定事業で行うので。

○12番（渡辺義一君）　それはもう県のほうの土質の埋立ての検査。

○事務局（齊藤秀夫君）　埋立ての、そうです。

○12番（渡辺義一君）　農地用だとか、そういうのはないわけですね。では、その辺はどこまで農業委員は見に行き、土質はこれでは畑にならないからだめだというのが、その辺の見極めというのはどうしたらいいのでしょうか。農業委員として、農地の復元ですと言われたときに、やっぱりある程度きちんとした判断というか、この基準をある程度設けていないとおかしいのではないですか。

○議長（小泉勝彦君）　ちょっと思うのは、計画があって、計画どおりにやっていたら、これは認めざるを得ないのかなというのがあります。今回の場合7メートルおきに栗を植えようということになっていて、実際そういうふうになっていましたから、それでその栗が全部枯れてしまっていたらあれだけでも、栗も結構活着はしていたから。

○運営委員会委員長（中山　明君）　7割から8割ぐらいはついている。

○議長（小泉勝彦君）　認めざるを得ないのかなというのが正直なところです。ただ、あそこでナスやキュウリ作れといたら、それはちょっと話は別ですけども、もともとがそういう計画ではないので、もともと栗をやるというような計画なので。

○1番（小倉哲也君）　栗を植えるのは別に構わないのです。いわゆる農地復元として、こういった土壌が残土だけで済んでしまっているのかということが考えられるのです。農業委員会からすれば、いわゆる計画に沿って栗をちゃんと植えてあります。植栽されています。埋立てしました。それはそういった許可申請があるので、それはいいとしても、農業委員としてそれが農地として復元できる農地なのか土壌なのかというのは、別に判断基準というのがないわけではないのですか。今回みたいに残土だけで埋立てしていても法令上からすれば問題がないと言わざるを得ないと思うのです。ですから、その辺はどういうふうに農業委員として整理したらいいのかという問題はやっぱり残ると思うのです。今回のこの事案については、許可申請の中で計画どおり着工されたとは言っていますけれども、

では実際にこれが農地として復元されたのかどうかという判断は、どういうふうに判断するのかなどというふうに、ちょっと疑問があるのです。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○8番（関 巖君） 少し意見にもなってしまうのですけれども、農業委員会に、完了検査のときに現地を確認して、皆さんの審議で最終的に判断をするということは、我々にそれが農地として適正であるかどうかという、私たちの判断を求められているということなので、私たちが幾ら計画どおりであっても農地として今後使えるかどうか、山林なら、あるいは木だったら別ですけれども、地目は畑と水田だったと思うのですけれども、水田は畑にするのは可能なのですけれども、そういう将来的に畑でも使えるかどうかというあたりで、私たちが判断をして、それで本当にきちっと完了したと認められれば承認すればいいし、この土ではやっぱり駄目だといえ、これはちょっと完了にはならないというふうに私たちは判断すればいいのではないかと思います。そのための農業委員会だと思うのです。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。今後の話にはなるのですけれども、この総会の中で審議していただいて、結局認める、認めないということがあると思うのですけれども、その手続の仕方については総会での意見を付して県のほうにまた進達をするという流れになっています。それで、だからここで完了とか手直しが必要とか、そういった意見を添えて今後県のほうに上げますので、あとその後の指導というのは県のほうがやっていくような流れになります。あくまでも転用事業者のほうから農地への復元が完了したという報告書の提出がありましたので、それを農業委員会で現場を確認し、その状況に意見をつけて、それを県のほうに進達するというような流れになります。

○6番（石川和利君） ちょっと確認なのですけれども、これ残土を埋め立てるときに、表層1メートル、覆土をほかから買い入れて覆土するような形で計画はしていなかったのか、それとも残土で全部栗の植えるところだけちょっと掘って、そこだけ腐葉土を入れてという話なのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○事務局（齊藤秀夫君） 今計画書を確認しているのですけれども、覆土は1メートルというような計画ですけれども、購入土とかで上に土を入れるというものにはなってはいないです。だから、残土でもいい土といいますか、覆土できるような土を入れるというような形になっております。

○事務局長（森 博君） この土砂等の利用による農地造成、この事業自体どういう事業が認められるかという、造成後の農地の耕作条件が造成前よりよくなると認められる計画であるか、この辺の視点、また造成後に収量の増加や収益の増加見込めるか、こういう視点があって審査をされます。この当該地はもともと谷津田があったところで、昭和40年代頃から耕作の放棄が始まって、もうほぼ耕作がなされていない現状があったというふうにも伺っております。

農地を農地として管理ができていない状況があった中で、今回建設発生土なりの残土による埋立て

なのですけれども、栗畑にして栗を収穫するという計画をもってして現在まで進められたと、長らく耕作放棄地となっていた谷津田、活用されていなかった谷津田を、いろいろとご議論あろうとは思うのですけれども、畑として再生するというような事業として計画をされて、現在のところまで来ているというようなところがございますので、栗の植栽についてはおおむね計画どおりになされたのであろうと。それをもってして栗畑化すると、確かにそのほかの部分の土の状況が農地として適切かどうかという議論もあろうかと思うのですけれども、そんな形で現在に至っているというような状況でございます。先ほど事務局からありましたけれども、ここで皆さんのご意見を付して県のほうに上げていくというところがございますので、忌憚のないご意見をいただければと、よろしく願いいたします。

○2番（山寄和雄君） では、いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。計画どおりに、この書面どおりにはなっているけれども、本農業委員会としては農地に適さないのではないかという意見書みたいのをつけて、県にもう一度申請というか、何か意見陳述したほうがいいような気がします、どうでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

はい。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。こういう谷津田とかの埋立てに際して、残土の上に、その後って大体果樹が植えつけられているのですけれども、その果樹を結局生産性につながっているのですか、今まで埋め立てたところというのは栗を植えていたものは、栗を収穫しているとかというのはあるのですか。桃栗3年とかと言うのですけれども、一応農地ということなので、生産性がないと、ただ植えっ放しになりますね。すると、今度は農地ではなくて山林になっていってしまうのではないのですか。

○事務局（齊藤秀夫君） 最近の事例でしかお話できませんけれども、あくまでも栗とかを植えて工事完了報告を受け付けて、今後そういった生産的が高まるということで見守っている状況です。

○9番（渡邊美代子君） では、まだ生産までというのはないということですか。収穫しているとかという話というのはないのですか。

○事務局（齊藤秀夫君） そこまでの確認は、現時点で予定はないのですけれども。

○9番（渡邊美代子君） 農地ということでやっているのです、一応生産農地というものだと思うので、そこまでどうなのかなというところだったのです。

○事務局長（森 博君） この今回この事案については、26名地権者おられますけれども、運営委員会の中でもお話出ましたが、その中の代表者1名が代表として栗の管理をされていくというふうなお話ございましたので、その計画どおりにいけば、代表となった方が中心となって栗の管理がなされていくのかなというふうな推測するところがございますが、またその中でも皆さん高齢になっていて

というところもございまして、その維持というのも確かに難しいのかなと。ただ、一応やっていこうというのは何となくルール化は見えたとはいえますけれども。

○運営委員会委員長（中山 明君） いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。今のことなのですけれども、現地を見に行くと、山林のところはナラの木が植えてあったのです。ナラの木はまだ小さい30センチぐらいなのです。多分あと半年もすると、牧草のほう、草のほうが多分背丈が高くなってしまふ。だから、管理が難しいのではないかと代理人の方にも言ったのですけれども、1人専属でその人が管理するというので、だから栗の木ももう今は2メートルぐらいあるので、多分大きい草刈り機で刈れば何とかやれるのではないかと、私の判断ではちょっと難しいかなと思います。事業者にもそう言ったのですけれども、やるということでした。多分これはもう二、三年で荒れてしまうという話でした。ただ、計画で栗の木を植えてあるので、きれいになっているから、農業委員会で許可しないわけにはいかないかなと、そういう感じでした。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） やらないだろうからというわけにもいかないと思うので、今のところは計画どおりやっていますからということなのです。

○運営委員会委員長（中山 明君） 管理するのは容易ではないでしょうから。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。今、では皆さんから忌憚のない意見をいただいたので、そのいただいたご意見を整理した上で、県のほうに進達をさせていただくというような形でよろしいでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） では、ほかに何か質疑は。

○8番（関 巖君） もう意見に入っているでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 入っています。

○8番（関 巖君） 先ほども言ったように、私たちの農業委員会としての責任というか仕事は、良質な農地を守るというのが一番大きな目標で、そのための委員会であって、ただ形式的に手続が済んでいけばいいということではないと、そのために現地を見たり実際の確認等で審議していると思うのです。私は運営委員ではないのですが、前からちょっと関心があったので、この場所をよく見たりするのですけれども、端的に言えば残土の埋立てのために土地を利用されているということで、ただ農地ですので、手続上農地に復元しなければいけないということで、一番手っ取り早いのが植栽であるという形で栗になっているのですが、やはり適切な農地という意味では、少なくとも表層1メートルとか何十センチかは農地に適した土を入れる、最低それは必要だと思うのです。ということで、最終的な完了を認めるかどうかは県知事になるのですか。

○事務局（齊藤秀夫君）　そうです。

○8番（関　　巖君）　許可になるので、我々としてはどういう意見を付すかということで、先ほど山寄委員が言われたように、農地として適切な土を搬入するようにとか、そういう今出ているような意見を整理して、上申書をつけて県のほうに出したらと思います。

○議長（小泉勝彦君）　いつの間にか討論になってしまいましたが、以上のような点を付け加えまして、一応採決をいたしたいと思います。

先ほど来、出ているような意見を付して県のほうに上申するというので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君）　全員賛成ということで、事務局のほう、そういうことでよろしくお願いを申し上げます。

〔3番　栗原寛光委員着席〕

◎議案第8号　令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君）　次に、議案第8号　令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君）　事務局の山田です。議案第8号の令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

議案第8号を御覧ください。この農用地利用集積計画（案）については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第8号の5ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が3件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で246.61アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから4ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉勝彦君）　事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第8号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和2年5月1日から5月31日までで、1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。9ページから11ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和2年5月1日から5月31日までで、7件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。12ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和2年5月1日から6月30日までで、1件でございます。

報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

はい。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。2点ございます。

まず、1点目でございますが、下限面積要件等の検討につきまして、前回、前々回の総会からの継続審議というふうになっております。事務局の整理がうまくいかなく、皆様にご迷惑をおかけしており、申し訳ございません。

下限面積等を検討すること自体には、委員の皆様のご理解をいただいていると承知しておりますが、別組織として検討委員会を編成することについて、いろいろご意見をいただいていたところですが、別組織として検討委員会を編成することの是非について、事務局といたしましては委員の皆様のご意向を確認させていただきたいと存じます。

今までの協議の中で別組織の検討委員会を編成することのメリット等をご説明してまいりましたが、いま一度ご説明させていただき、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） ただいま事務局から提案がありましたが、委員の意向確認をさせていただき、その上での対応としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、事務局の考える別組織の検討委員会を編成することのメリット・デメリット等について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。ご説明させていただきます。

事務局にて考えます検討委員会については、会長が指名する委員及び参加の意思を表明した委員にて構成し、下限面積要件等に関する検討を進めようとするものです。

別組織の検討委員会を編成することのメリットとしましては、農業委員の皆様方お忙しい中、総会等にご対応いただいているところであり、効率的に進めることを考慮し、別組織を編成して検討を進めることを提案してきたものでございます。

別組織を編成して検討するデメリットですが、全体での検討であれば、検討結果を総会にて報告する必要はありませんが、別組織の場合には検討結果を総会に報告する必要があります。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 事務局から説明がありました。

質疑があれば、お願いをいたします。

はい。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。今事務局のほうから話がありました別組織にすることで効率的に審議ができると、デメリットはこれは逆に二重の手間がかかるというようなことというふうに考えた場合に、私はこの総会で一気にこれ決めてしまうほうが有効的ではないかと、私はこのように思

います

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

○2番（山寄和雄君） では、2番、山寄です。私も栗原委員と同じような意見で、大変大きな問題だと思うのです、この問題は。会長はじめ皆さん、自分個人個人結構忙しい身でもありますし、この総会の中で意見等を出して、それで皆さんで決めていったほうがいいのではないかと思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ないようですので、別組織の編成の是非について、ここで採決をいたします。

下限面積要件等の検討に当たり、別組織を編成することなく、農業委員会全体として検討を進めていくことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、下限面積要件等の検討については、別組織を編成せず、農業委員会全体で検討を進めていくことといたします。

具体的な検討につきましては、総会を閉じた後に行いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（齊藤秀夫君） ありがとうございます。

続きまして、2点目でございますが、前回の総会で関委員からご質問をいただいた農業委員会として市長に残土条例をつくるように働きかけることができるかどうかについてでございますけれども、平成27年度の農業委員会等に関する法律の改正により、従来の関係行政機関等へ意見を上申する建議制度というのが廃止になっていることから、改正後の制度について調査し、千葉県農業会議にも確認をいたしました。

それで、この改正後の制度についてでございますけれども、今お配りしたこの資料が改正時に国が出している農業委員会法の改正の内容の一部でございます。真ん中から下のほうに変更前、従前と、それからその隣に改正後ということで比較表がありまして、一番下の欄、従前のところで⑥とありますけれども、行政庁への建議または諮問への答申ということで、これについては法令事務から削除と改正しております。その後、改正後ですけれども、これが右側になりますけれども、農地等の利用の最適化に関する施策について、必要がある場合には関係機関に対し施策の改善意見を提出しなければならないと示されており、これを踏まえて確認をいたしました。

その結果ですけれども、袖ヶ浦市農業委員会が農地利用最適化の遊休農地対策として、残土等の不法投棄を防止するために、残土条例の制定が必要であると認めた場合は、今お話ししましたけれども、平成27年度改正後の同法第38条に規定する関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出の条件に該当し、制度上、市長に働きかけることは可能であるということでもございました。ただし、袖ヶ浦

市農業委員会としての意思決定が必要となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 何か質疑あれば、ここでお受けしたいと思ひます。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、残土条例については、私は総論的には賛成なのですが、木更津市のほうに確認に行ったのです。農業委員会のほうの立場とすれば、残土条例は担当していないということなのです。まちづくり推進課がその窓口になっていると、まちづくり推進課はクリーンセンターのほうにあって、そちらのほうに伺ったのですけれども、木更津市の残土条例は、500平方メートルから3,000平方メートル未満は届出、3,000平方メートル超えると許可申請になると、木更津市の担当者が言うには、許可申請については半径2キロ以内の住民に同意を得なければいけないという規制があると、非常に厄介だということで、条例ができてから許可申請したことないのだそうです。届出は3,000平方メートル以内で、1メートル以内の埋立ての場合は届出だけでいいと、随時届け出ると、1か月以内に判断できるということで、申請が下りた10日後にはもう着工して構わないということなのですけれども、そこでも条例があって、山砂を全て使う、残土は入れてはいけないということが条件なのです。いわゆる山砂を許可が下りている業者にお願ひして、その山砂を入れるのが条件だというのが入っております。ですから、建設残土、そういったものは許可していません。

ですから、膨大な埋立てになると、それ相応の埋立て費用がかかると、コストがかかるというようなことで、3,000平方メートル以上の建設残土についてはほとんど許可申請が出されていないというのが現状だそうです。1メートル以内、3,000平方メートル以内のやつは山砂を使いなさいというのがあるということでありまして、だから袖ヶ浦市がもし残土条例やるとなると、木更津市を参考にするのか、どこかの参考にしようと思うのですけれども、そうすると例えば私ちょっと今回懸念しているのは、新規施設参入者がハウスを建てたいと、農地を埋め立てたいと、5反歩埋め立てたいということになると、条例に入ってしまうんです。許可申請になってしまう。そうすると、その埋立て費用も非常に高くなってしまいます。それから、許可の申請も複雑多岐にわたって、膨大な資料が必要になるというようなことになると、新規就農者にしてもなかなか入り込めないというのが現状になるだろうというふうに思うのです。ですから、その辺のところを踏まえて、もし残土条例を入れるのであれば、そういったところも踏まえて面積的な要件も踏まえてやる必要があるだろうと思ひます。

今回の先ほどの残土埋立地もそうですけれども、全く残土でやられてしまうと、これまたいろいろ問題があるので、そういった残土の土の搬出根拠、こういったものも条例の中には組み込まないと条例にならないということなので、非常に複雑多岐にわたっての書類の整理が必要になるというふうにちょっと思ひました。ですから、それらも踏まえてどういうふうにするか、農業委員で考えるのかというものを検討しなければいけないかなという気がしますが、けれども。

○事務局（齊藤秀夫君） 今後研究をして。

○1番（小倉哲也君） そうですね。

○事務局（齊藤秀夫君） また検討したいと思います。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○8番（関 巖君） 8番、関です。私が提案したそもそものきっかけは、神納地先に田んぼとか畑、農地に土を持ってきて、そのまま野放しなのです。それは農地法だけで農地転用していないのに、埋め立てしているとか、そういう指導だけでは本当にもう武器も何もないので、ただ口で注意するぐらいなので、やはりそういったこともあるので、残土条例の内容は様々になると思います。県下でも幾つか、君津市もありますし、木更津市もありますけれども、木更津と君津では全然条例の内容違いますし、どういう内容になるかは、そこまで細かく農業委員会で審議はできないと思うのですが、何か今袖ヶ浦が野放しの状態になっている、それを少しでも届出でも許可でも、野放しではない、ある程度のきちんとした手続をして、例えば先ほどの造成の話でも表層は農地に適した土を入れるとか、農業委員会としての残土条例としては、そういったことも含めて農業委員会として市長に意見書を出すと、その具体的な中身はある程度皆さんで考えて詰めていこうと思うのですが、方向性としては農業委員会としては意見書を出していただきたいというのが私の提案です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 今まで出た意見を踏まえまして、検討を加えていきたいということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、そのように進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして第16回農業委員会総会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。

午後4時20分 閉会